

中央区自立支援協議会の設置に関する要綱

平成24年4月9日

24中福障第44号

(設置)

第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律123号。以下「法」という。）第89条の3の規定に基づき、中央区の区域内（以下「区内」という。）に住所を有する障害者又は障害児及びそれらの家族（以下「障害者等」という。）への支援体制の整備を図るため、関係機関、関係団体及び障害者等の福祉、医療、教育又は雇用に関連する職務に従事する者その他の関係者（以下「関係機関等」という。）をもって構成する中央区自立支援協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会は、障害者等への支援体制の整備を図るため、次に掲げる事項について協議及び検討を行う。

- 一 関係機関等の相互の連絡及び連携に関すること。
- 二 地域における障害者等の相談又は支援に関する課題についての情報共有及び対応に関すること。
- 三 地域の実情に応じた支援体制の整備並びに社会資源の充実及び開発に関すること。
- 四 前3号に掲げるもののほか、区長が特に必要と認めること。

(組織)

第3条 協議会は、18人以内の委員をもって組織する。

2 協議会の委員（以下「委員」という。）は、次に掲げる者のうちから、区長が委嘱し、又は任命する。

- | | |
|-----------------|------|
| 一 学識経験を有する者 | 2人以内 |
| 二 医療関係団体の構成員 | 3人以内 |
| 三 福祉関係団体の構成員 | 3人以内 |
| 四 民生委員 | 3人以内 |
| 五 障害者福祉関係機関の構成員 | 4人以内 |
| 六 区職員 | 3人以内 |

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱又は任命を受けた日の属する会計年度の翌々年度の3月31日までとする。ただし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じた場合における後任の委員の任期は、前任者の残任期間

とする。

(会長等及びその職務)

第5条 協議会に、会長及び副会長を置く。

- 2 会長は委員の互選により選出し、副会長は委員の中から会長が指名する。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会は、会長が招集する。

- 2 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 協議会は、必要があると認めるときは、協議会の会議に委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(部会)

第7条 会長は、協議会に、次に掲げる部会を置くことができる。

- 一 障害者(児)サービス部会
- 二 地域移行・地域定着部会
- 三 就労支援部会
- 四 前3号に掲げるもののほか、協議会の会長が特に必要と認める部会

2 部会の委員(以下「部会委員」という。)は、次に掲げる者のうちから、協議会の会長が委嘱する。

- 一 委員 4人以内
- 二 区内に住所を有する者又は勤務する者で、協議会が行う公募により選出されたもの 2人以内
- 三 前2号に掲げるもののほか、協議会の会長が必要と認める者

3 部会の運営に関し必要な事項は、協議会の会長が定める。

(守秘義務)

第8条 委員、部会委員、協議会又は部会に出席した関係者等は、協議会及び部会(以下「協議会等」という。)の会議、活動その他運営上知り得た秘密を漏らしてはならない。

(会議の公開)

第9条 協議会は、原則として公開とし、会長が特に必要と認めるときは非公開とすることができる。

(委員の解職等)

第10条 区長は、次の各号のいずれかに該当するときは、これを解任し、又は解職することができる。

- 一 委員が、第3条第2項各号に掲げる者でなくなったとき。
- 二 委員が、第8条の規定に違反したとき。

- 三 委員が、事故等により職務遂行が困難なとき。
- 四 法第 89 条の 3 の規定が改廃され、協議会を改廃するとき。
- 五 前各号に掲げるもののほか、委員が職務を行うことが適当でないと区長が認めるとき。

(庶務)

第 11 条 協議会の庶務は、福祉保健部障害者福祉課において処理する。

(意見の聴取等)

第 12 条 区長は、次に掲げる事項について協議会等の意見を聴き、又は報告を求めることができる。

- 一 法第 88 条に規定する障害福祉計画に関すること。
- 二 協議会等で協議又は検討をした事項に関すること。
- 三 前 2 号に掲げるもののほか、区長が特に必要と認めること。

(委任)

第 13 条 この要綱に定めるもののほか、協議会等の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、平成 24 年 4 月 9 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。